

平成31年 4月16日  
(2019年)

業者各位

技術管理課長

#### 施工体制台帳等の記載事項の追加について

このことについて、出入国管理及び難民認定法及び法務省措置法の一部を改正する法律により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、平成31年4月1日から施行されています。

これに伴い、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に「一号特定技能外国人」の従事状況が追加されました。

つきましては、平成31年4月1日以降に契約をする建設工事（下請契約を含む）について適用しますので、お知らせします。